

【寒川町からのお知らせ】

第8回線引き見直しに係る都市計画の案について

神奈川県及び寒川町では、このたび、第8回線引き見直しに係る都市計画の案を取りまとめましたので、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧とともに意見書の提出を受付します。意見書の提出を希望する方は、提出期間内に意見書を提出してください。

1 都市計画の案の縦覧及び意見書受付

縦覧及び意見書提出期間	縦覧及び意見書提出場所	時間
令和7年5月13日（火）～ 令和7年5月27日（火） ※土曜日、日曜日及び祝日は縦覧 （意見書提出）不可。 ※意見書は期間内必着	寒川町都市建設部都市計画課 〒253-0196 高座郡寒川町宮山 165	午前8時30分～ 午後5時

意見書の提出を希望される方は、「意見書」に必要事項を記入し、提出期間内に提出してください。

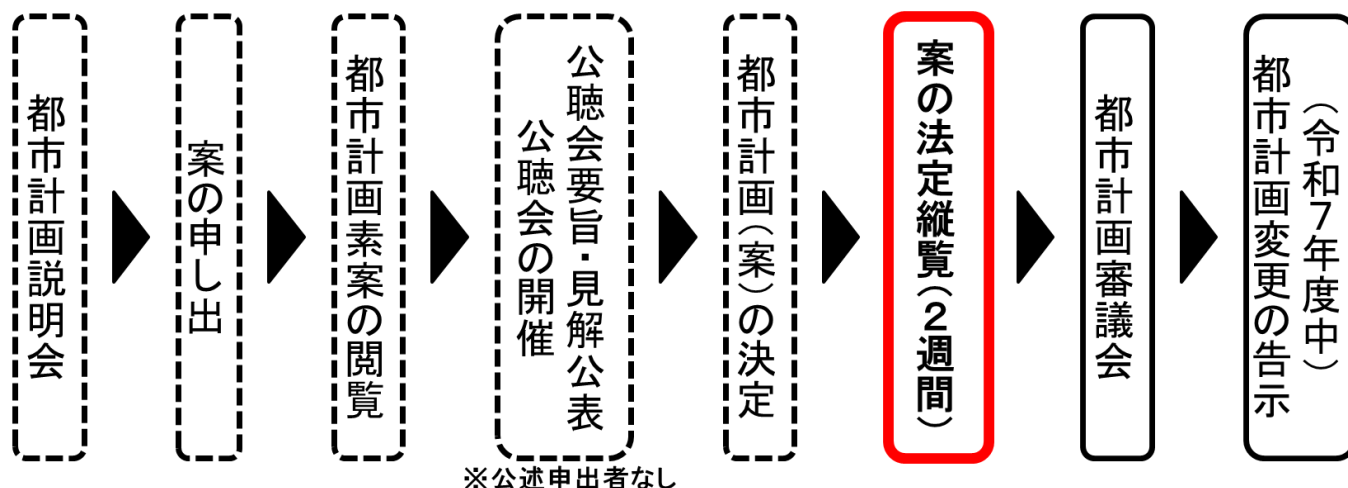
（「意見書」は寒川町都市建設部都市計画課の窓口及び町ホームページからも入手できます。）

なお、意見書の提出は、ご持参、郵送のほか、電子メール添付またはファクシミリでも受け付けます。

○ 電子メール : toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp

○ ファクシミリ : (0467) 75-9906

2 これまでの手続きの経緯



3 お問い合わせ先

■ 寒川町都市建設部都市計画課 TEL: (0467) 74-1111 (内線 324) 等

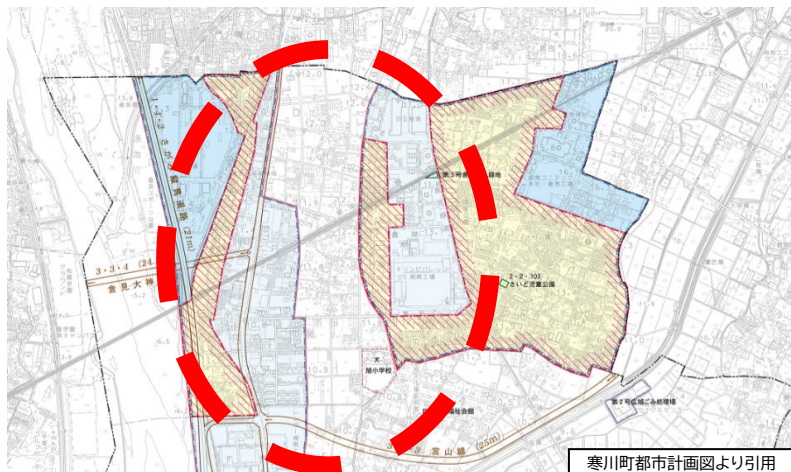
今回の主なポイント

1. 方針の見直しについて（県決定案件）

社会経済情勢の変化を踏まえ、整開保、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針と呼ばれる各方針の見直しを行います。

2. 区域区分の見直しについて（県決定案件）

（1）区域区分(保留区域)について



ツインシティ倉見地区については、前回の第7回線引き見直し(平成28年11月告示)において、市街化区域への編入を保留する「一般保留」として位置づけをしています。

今回の第8回線引き見直しにおいても、見直し期間内のまちづくりの実現を見据え、「一般保留」としての位置づけを予定しています。

（2）区域区分(即時編入)について

町内全域に対して、道路整備、河川改修等により、区域決定境界の地形地物に変更された区域の見直しを行います。

3. 用途地域等の地域地区の変更について（町決定案件）

②-(2)の変更に関連した案件として変更が必要となる、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更について、案を取りまとめました。